地域密着型通所介護事業所やすらぎ園デイサービスセンター運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人丹南厚生会が設置するやすらぎ園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対して、適切な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。

５　指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

６　前５項のほか、「丹波篠山市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例基準」という。）を遵守し、事業を実施する。

（事業の運営）

第３条　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　やすらぎ園デイサービスセンター

（２）所在地　　兵庫県丹波篠山市味間奥字水坂ノ坪 833 番地 3

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、従業者の管理、指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況

の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して第２条第６項の条例基準のうち運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（２）生活相談員　１名以上

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る相談・支援、他の従事者に対する相談助言及び技術指導、他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等の関係機関との連絡・調整を行う。

（３）看護職員又は介護職員

ア　介護職員　２名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

イ　看護職員　１名以上

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行う。

（４）機能訓練指導員　１名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月曜日から土曜日まで（ただし、１月１日を除く）

（２）営業時間　午前９時 00 分から午後 17 時 00 分まで

（３）サービス提供時間　午前９時 45 分から午後４時 15 分まで

（利用定員）

第７条　事業所の利用定員は１日 18 名とする。

（１）１単位目　18 名（第１号通所事業の利用者含む）

（指定地域密着型通所介護の内容）

第８条　指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。

（１）第９条の介護計画の作成

（２）通所サービス

利用者を事業所に通わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

ア　日常生活の援助

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。

①　移動の介護

②　養護（静養）

③　その他必要な介護

イ　健康のチェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

ウ　機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

①　運動機能回復訓練

②　口腔機能回復訓練

③　レクリエーション

④　グループ活動

⑤　行事活動

⑥　園芸活動

⑦　趣味活動

⑧　地域活動への参加

エ　食事介助

①　昼食の提供

②　食事の準備、後片付け

③　食事摂取の介助

④　その他必要な食事の介助

オ　入浴介助

①　入浴又は清拭

②　衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

③　その他必要な入浴の介助

カ　排せつ介助

利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

キ　送迎支援

利用者の希望により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。

（3）相談、援助等

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

ア　日常生活に関する相談、助言

イ　認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言

ウ　福祉用具の利用方法の相談、助言

エ　住宅改修に関する情報の提供

オ　医療系サービスの利用についての相談、助言

カ　日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き

キ　家族や地域との交流支援

ク　その他必要な相談、助言

（介護計画の作成）

第９条　管理者は、指定地域密着応型通所介護のサービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

２　管理者は、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験又は介護の提供について豊富な知識及び経験を有する従業者に前項の介護計画の取りまとめを行わせる。また既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成する。

３　管理者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。

４　管理者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。

５　介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

（利用料等）

第１０条　指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受ける。

２　法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

３　事業者は、前２項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

（１）食事の提供に要する費用

昼食　　650 円／回

（２）おむつ代　　実費

４　その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

５　前４項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

６　指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

７　費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうける。

８　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第１１条　通常の事業の実施地域は、丹波篠山市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者及びその家族は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

２　利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

３　利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。

４　利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービス利用予定日の前日までに事業所に申し込むものとする。

５　利用者は事業所において次の行為をしてはならない。

（１）宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

（２）喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。

（３）事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

（４）指定した場所以外で火気を用いること。

（５）故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

（６）他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

（７）現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

（衛生管理等）

第１３条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

２　食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

３　事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。

４　管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的に実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

（緊急時等における対応方法）

第１４条　指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、従業者は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講じる。

２　利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
４　事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）
第１５条　非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
２　前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。
３　管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

（苦情処理）
第１６条　指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。
２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
３　事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
４　事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（情報の公表）
第１７条　事業所において実施する事業の内容について、第２条第６項の条例基準に基づき、ホームページにおいて公表する。
２　前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する指定地域密着型通所介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

（個人情報の保護）
第１８条　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第

５７号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

（虐待防止に関する事項）

第１９条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（身体拘束）

第２０条　事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

２　やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第２１条第２項の運営推進会議に報告する。

（地域との連携等）

第２１条　事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

２　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

（適切なサービスの提供及びハラスメントの防止）

第２２条　当事業所は、利用者に対し、適切な介護サービスを提供するため、また職員が安全かつ安心して就業できる環境を確保するため、利用者またはその家族等による職員へのハラスメント行為の防止に努めるものとする。

2　利用者またはその家族等は、サービス利用にあたり、職員に対してその尊厳を傷つける言動、暴言、暴力、著しい迷惑行為、または過度な要求等を行ってはならない。
3　前項の行為が認められた場合、当事業所は利用者またはその家族等に対し、口頭または書面により改善を求める。改善が見られない場合、または行為が悪質であると判断した場合は、必要な措置(サービス提供の一時停止または利用契約の解除等)を講じることがある。

（その他運営に関する重要事項）
第２３条　事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。
2　サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
3　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
5　利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。
6　事業所の所在市町村外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。
7　第１１条の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。
8　事業所は、指定地域密着応型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から５年間は保存する。
9　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人丹南厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和　4 年 11 月 28 日から施行する。
この規程は、令和　8 年 9 月 14 日から施行する。